別表１

（１）医療関連事業

事　業　名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
病院の入院患者に対する歯科保健医療推進事業	病院	病院に入院する患者の入院期間短縮等を図るため、当該医療機関が行う医科歯科連携による歯科保健医療に必要な次の経費 (1)病院の入院患者に対し、口腔ケアを実施するために、患者や医科・歯科の医療従事者との調整を行うための人件費等 (2)病院の入院患者に対して行う口腔ケアを、外部の歯科診療所等に依頼する場合の報償費、委託料等	(1)について 8,072円/人・日 (2)について 8,800円/人・日	10/10以内
認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業	県歯科医師会	認知症等入院患者への歯科医療に資する研修会に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	500千円	10/10以内
がん患者、糖尿病患者等に係る医科歯科連携研修会支援事業	福島歯科医師会、会津若松歯科医師会	がん患者、糖尿病患者等に係る医科歯科連携に関する研修会に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	500千円	10/10以内
魅力的な臨床研修プログラム作成事業	臨床研修病院	臨床研修病院の相互乗り入れの推進や研修内容のさらなる充実化を図るために必要な次の経費 (1)臨床研修病院間の相互乗り入れによる研修を推進するため、研修医が地域研修又は県内の協力病院（基幹型臨床研修病院及び大学病院である場合に限る。）で研修するための宿舎確保に必要な家賃、礼金、契約手数料、宿泊料等 (2)臨床研修に必要な設備を整備するための備品購入費等 (3)臨床研修医及び指導医が使用する医療情報検索システムの購入費等 (4)臨床研修プログラムの作成に要する経費（人件費、旅費、委託料等）	(1)について 2,100円/人・日 ただし、研修医1人につき120日分を上限とする。 (2)について 5,000千円 (3)について 100千円/臨床研修医1名 (4)について 2,000千円	(1)について 10/10以内 (2)について 2/3以内 (3)について 10/10以内 (4)について 10/10以内
専門研修設備整備支援事業	医療機関	専門研修基幹施設及び専門研修連携施設の新設に当たって必要な備品購入費等	5,000千円	2/3以内
看護学生実習受入促進事業	実習指導者として配置されている職員のうち、実習指導者講習会受講者の割合が、50%以下となっている県内の中小規模（200床未満）の病院等	実習指導者養成講習会受講に必要な経費 (1)受講料 (2)旅費 (3)代替職員の賃金 ただし、１施設につき１名分のみを対象とする。	(1)について 35,000円 (2)について 200,000円 ※補助事業者の定める旅費の支給に関する規程により計算された額と比較して少ない方の額 (3)について 340,400円 ※日額8,510円に勤務日数を乗じて得た額	10/10以内

地域医療研修支援事業	自治体及び公立病院	地域医療に関心のある医学生を対象とする、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など、体験の場を提供する研修会（2泊3日 1コース）に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	700千円/コース	10/10以内
特定行為研修推進事業（研修受講促進）	医療機関、介護保険施設、訪問看護ステーション等	看護師の特定行為研修の受講に必要な以下の経費 (1)受講料 (2)旅費及び宿泊費 (3)代替職員の人件費（訪問看護ステーションに限る）	(1)について415千円/人 (2)について85千円/人 (3)について700千円/事業所	10/10以内
特定行為研修推進事業（指定研修機関研修実施経費支援）	特定行為指定研修機関	指定研修機関が研修を継続実施するために必要な以下の経費 (1)研修実施に必要な機器・備品等整備費（シミュレーター等） (2)eラーニング継続実施のために必要となる委託料、契約料、使用料	(1)について 1,660千円/機関 （ただし、自施設以外の看護職を受け入れて実施する場合、10人未満の受入で600千円、10人以上の受入で1,000千円を加算する） (2)について 以下の①～③により算出した合計額 ①基本経費 100千円/機関 ②共通科目経費 受講者10人未満 240千円/機関 受講者10人以上 20人未満 360千円/機関 受講者20人以上 420千円/機関 ③区分別科目経費 60千円/区分	(1)について 1/2以内 (2)について 10/10以内
感染管理認定看護師教育課程運営費補助事業	感染管理認定看護師教育課程運営機関	教育課程の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、委託料等	2,000千円/月 （24,000千円/年）	10/10以内